

伊達市新型コロナウイルス感染症の感染者等の人権の擁護に関する条例

令和2年12月14日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症について、市、議会、市民及び事業者の責務を定め、相互に連携を図ることにより、感染者、医療従事者その他の関係者への不当な差別的取扱いの発生を防止し、もってそれらの者の人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 感染者 新型コロナウイルス感染症に感染した者又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者をいう。
- (3) 医療従事者 医療従事者その他の医療機関において業務に従事する者をいう。
- (4) 感染者等 感染者及び医療従事者並びにその家族その他の関係者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民及び事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発並びに適切な情報の収集及び発信を行い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めなければならない。

2 市は、新型コロナウイルス感染症に関して感染者等に対する人権侵害があったときは、当該感染者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の支援を行うよう努めなければならない。

(議会の責務)

第4条 議会は、市民及び事業者の声が反映された新型コロナウイルス感染症対策に関する施策が推進されるよう、市との連携の下に新型コロナウイルス感染症対策に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に必要な注意を払うよう努めなければならない。

2 市民は、感染者等に対して、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われることを理由として不当な差別的取扱いをしてはならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に必要な注意を払うよう努めなければならない。

2 事業者は、従業員に対して、当該従業員又はその家族が新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われることを理由として、当該事業において不当な差別的取扱いを受けることのないよう十分に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第25号）第8条の規定により読み替えて適用する新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第2条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項に規定する公表の日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年2月12日条例第1号）

この条例は、令和3年2月13日から施行する。